鹿児島市の土地区画整理事業



鹿児島市建設局都市計画部

目　　次

１　鹿児島市のあらまし　Ｐ１

２　土地区画整理事業について　Ｐ２～３

３　土地区画整理事業の流れ　Ｐ４～５

４　土地区画整理事業施行箇所図　Ｐ６～７

５　主な事業実施地区の紹介　Ｐ８～２１

（１）戦災復興土地区画整理事業【施行済】　Ｐ８

（２）郡山中央土地区画整理事業【施行中】　Ｐ１０

（３）吉野地区土地区画整理事業【施行中】　Ｐ１２

（４）吉野第二地区土地区画整理事業【施行中】　Ｐ１４

（５）谷山第二地区土地区画整理事業【換地処分済】　Ｐ１６

（６）谷山駅周辺地区土地区画整理事業【施行中】　Ｐ１８

（７）谷山第三地区土地区画整理事業【施行中】　Ｐ２０

１　鹿児島市のあらまし

１　沿革

鹿児島市の地名については、いろいろな説がありますが、国史に記されたのは約1200年前からです。当時の鹿児島市は一寒村でしたが、今日のように発展した始まりは、1185年に島津家の始祖忠久が薩摩、大隅、日向の守護職に任ぜられ、以後1341年頃に第5代貞久が現市街地北部の東福寺城（多賀山）を居城としたときからです。

その後、清水城、内城と変遷が続き、1602年第18代家久が鶴丸城を構築、以来江戸時代を通じ第29代忠義までの267年間にわたり、島津77万石の居城となりました。この鶴丸城の築城の際、城下町も併せて整備され、これが現在の中心市街地の都市的起源となっています。

明治4年の廃藩置県とともに県庁所在地となり、同22年全国で最初の市のひとつとして市制がしかれました。以来明治44年、大正9年、昭和9年の隣接村編入により、市域面積は約80k㎡となりました。昭和19年には人口約20万人の都市として大きく発展してきましたが、翌20年第二次世界大戦により、市街地の93％を焼失しました。

しかし、いち早く戦災復興都市計画事業により、大規模な街づくりが始まり、昭和34年にはほとんど同事業が完了しました。

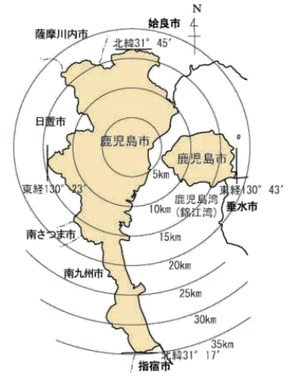
また、昭和25年に伊敷・東桜島両村を編入、同42年には谷山市と合併、平成16年11月１日には、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町と合併して新しい鹿児島市が誕生、現在では南九州における中枢中核都市として発展を続けています。

２　位置及び地勢

本市は、九州の南端鹿児島県のほぼ中央部にあって、東経130° 23′から130° 43′、北緯31° 17′から31° 45′に位置し、北は姶良市、西は日置市、南は指宿市などと接しています。また東は鹿児島湾（錦江湾）に面し、海を隔てた桜島を含んだ東西約33km、南北約51kmの風光明媚な都市です。

市街地は、鹿児島湾（錦江湾）に流入している甲突川、永田川などの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海抜100mから300mの丘陵地帯（シラス台地）となっています。

鹿児島市のシンボルとして知られている桜島（標高1,117m）は、市街地から約4kmの対岸に位置する活火山です。

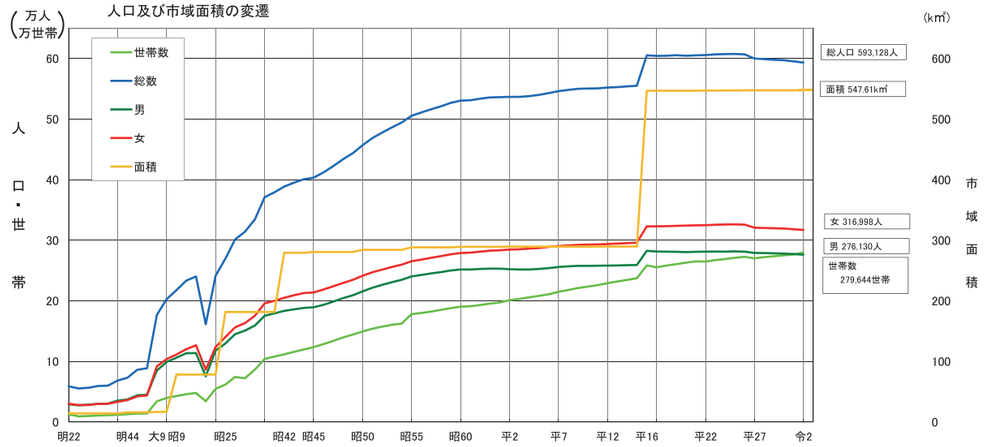


３　市域及び人口

本市に市制がしかれたのは、明治22年4月1日です。当時は、市域面積も約14k㎡と狭いものでしたが、その後数回にわたる隣接村の編入によって、県庁所在地として発展をとげました。

また、昭和42年には隣接の谷山市と合併し、その後臨海部の埋立によって逐次変更し、平成16年には吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町との合併により546.95k㎡になり、現在では埋立等によって547.61k㎡になっています。

人口は、平成16年11月１日の周辺5町との合併もあり、12年から17年の5年間で52,269人（約9.5％）の増となりましたが、27年10月１日の国勢調査では599,814人で、22年からの5年間で6，032人（約1.0％）の減、令和2年10月１日の国勢調査では593,128人で、27年からの5年間で6,686人（約1.0％）の減となっています。



※　昭和 42 年以前は、それまでの編入及び合併区域の世帯数及び人口を旧鹿児島市分に合算したもの。

【人口・世帯数】
令和2年10月1日時点
【面積】
令和6年1月1日時点

2　土地区画整理事業について

1　鹿児島市の土地区画整理事業

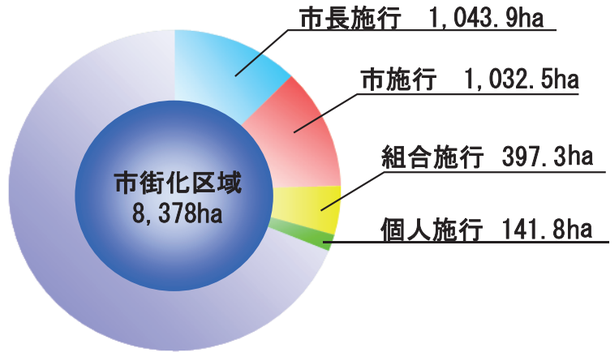
土地区画整理事業とは、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、その一部を減歩というかたちで提供していただき、道路や公園などの公共施設の整備改善を図り、同時に土地の再配置や形状の変更を行い、宅地の利用増進を図るため行われる事業です。

鹿児島市においては約1,044haという全国的にも大規模な戦災復興地区を始めとし、これまでに32地区（約2,365ha）を整備しています。現在は、公共団体施行5地区（約277ha）、組合施行2地区（約167ha）で施行中です。

土地区画整理法等による事業		施行済		施行中		合計	
		地区数	面積（ｈａ）	地区数	面積（ｈａ）	地区数	面積（ｈａ）
施行者区分	個人	5	141.8	0	0	5	141.8
	組合	12	377.8	2	166.6	14	544.4
	公共団体	14	801.7	5	277.0	19	1,078.7
	行政庁	1	1,043.9	0	0.0	1	1,043.9
合計		32	2,365.2	7	443.6	39	2,808.8

（令和7年3月31日現在）

土地区画整理事業施行区域の割合



※左図には鹿児島市市街化区域外で施行されている市施行の郡山中央地区と組合施行の小野地区は含まれていません。

2　土地区画整理事業の施行者

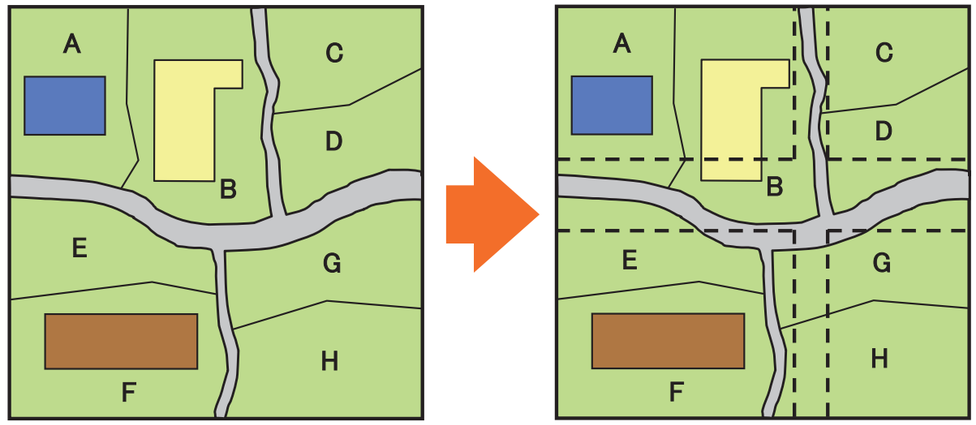
土地区画整理事業の施行者には、次のようなものがあります。

施行者

- **大臣**
  国土交通大臣は災害の発生時等特別な事情の時に、緊急な実施として都道府県知事又は市町村長に事業を施行させることができます。
  例：戦災復興地区
- **公共団体**
  公共性の高い公共施設を含んでいる場合、都道府県または市区町村が中心となり住民と十分な合意形成を図りながら事業を施行します。
  例：吉野地区、郡山中央地区、谷山駅周辺地区、谷山第三地区、吉野第二地区
- **組合**
  土地の所有者または借地権者は、７人以上共同して土地所有者、借地権者からそれぞれ２／３以上の同意を得て、組合を設立し事業を施行することができます。
  例：小野地区、南伊敷地区
- **会社**
  土地の所有者または借地権者を株主とする、一定の要件を満たす株式会社は、土地所有者、借地権者からそれぞれ２／３以上の同意を得て事業を施行することができます。
- **個人**
  土地所有者または借地権者は、１人または数人共同してその所有地または借地権を有する土地について事業を施行することができます。
- **独立行政法人等**
  独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行します。

鹿児島市の土地区画整理事業

3　土地区画整理事業のしくみ



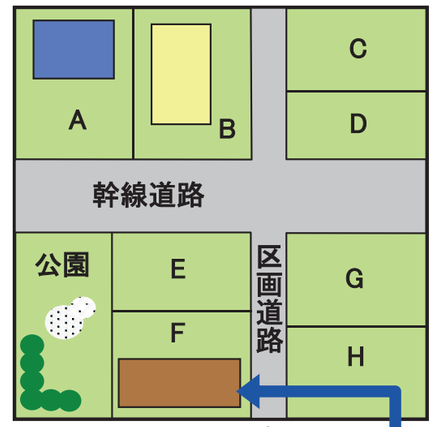
○整理前

土地区画整理事業は、公共施設に必要な用地を買収する用地買収方式ではなく、換地方式により宅地の整備と道路や公園などの公共用地の創出をすることが特徴です。

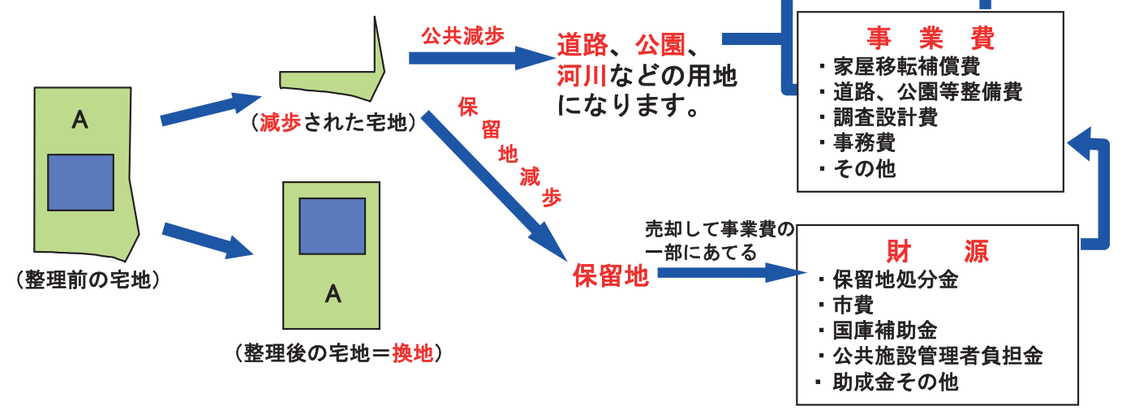
公共用地の創出については、整備が必要とされる市街地においてその一定の区域内で土地所有者等からその所有地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供（減歩といいます）していただき、これを道路及び公園などの公共施設用地や、売却して事業のための財源の一部となる用地（保留地といいます）等に充てます。

この公共施設の整備と併せて公共施設以外の土地（宅地といいます）の地形や形状を改善することにより、宅地の利用価値を高めます。少しずつ提供される公共施設用地は所定の位置に配置され、宅地は公共用地に合わせて再配置（換地といいます）されます。

また換地は、整備する前のそれぞれの宅地に見合うように定める（照応の原則といいます）ことになっています。技術的理由等により生じる不均衡は金銭（清算金といいます）によって調整する方法があります。

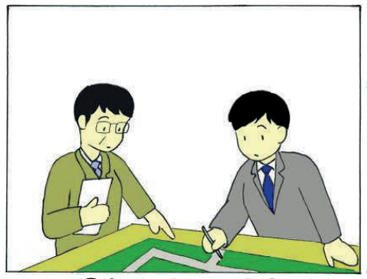


○整理後



鹿児島市の土地区画整理事業

3　土地区画整理事業の流れ



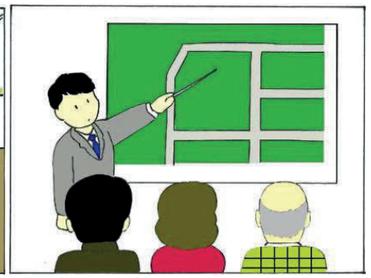
①都市計画の決定

皆さんの意見を反映して、区画整理によってどのような街づくりをするのかを計画し、その計画に基づいて事業の対象となる区域を決定します。



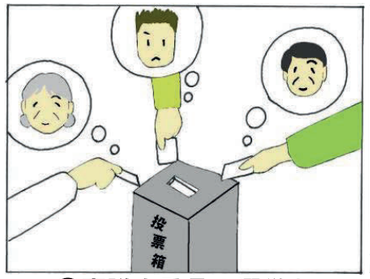
②現形測量・調査の実施

事業計画策定のため、土地、建物、権利関係等の現況を正確に把握します。



③事業計画・施行規程（条例）等の決定

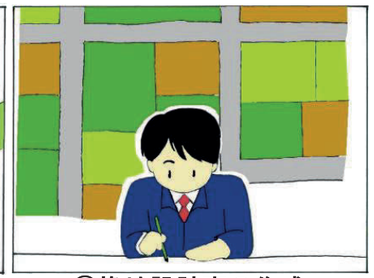
新たな道路や公園の位置を設計し、その工事にかかる費用や財源等を算定した事業計画書を作成します。



④審議会委員の選挙と評価員の選任

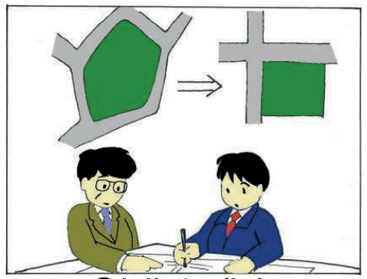
審議会は、権利者の中から選挙で選ばれた代表により構成されます。

評価員は、土地や建物の評価に精通した人を市長が選任します。



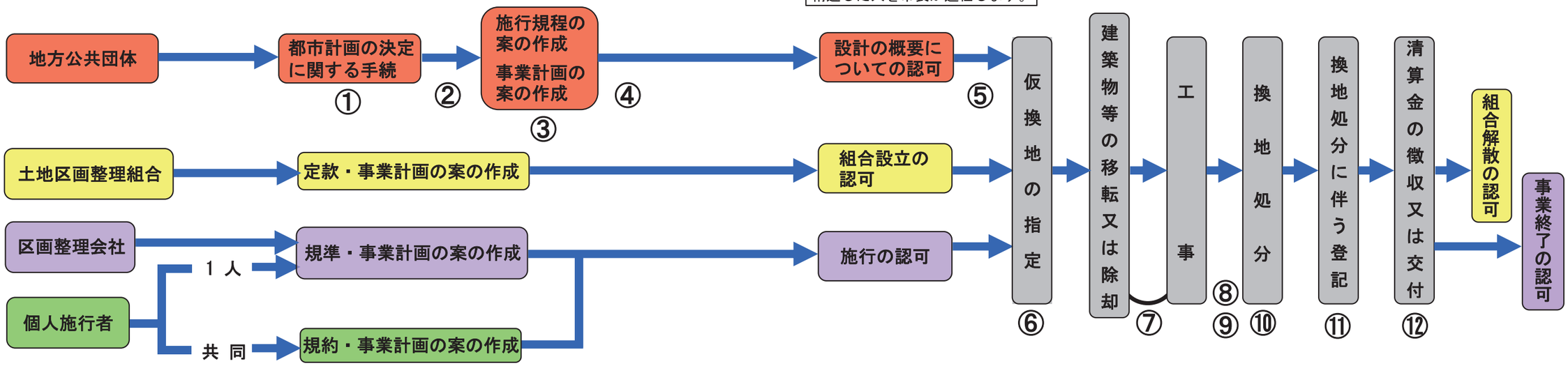
⑤換地設計案の作成

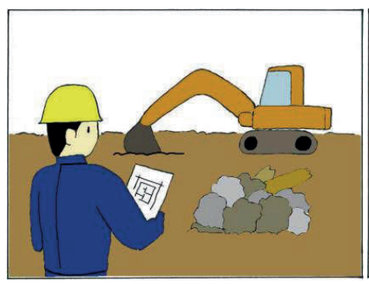
事業計画及び個々の宅地の現況等に基づき、整理後の宅地の位置等の設計案を作成します。



⑥仮換地の指定

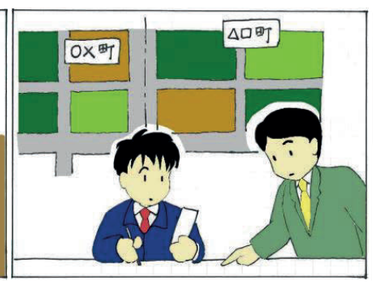
審議会・評価員の意見を聴き、皆さんの縦覧に供した後、将来換地として定められるべき土地の位置、範囲を仮に指定します。





⑦建物等の移転・工事の実施

仮換地へ建物等を移転したり、道路や公園等の工事をします。



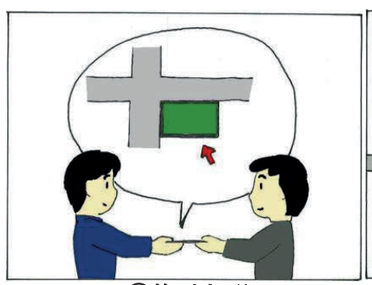
⑧町界・町名・地番の整理

新しいまちに合わせて、町界・町名・地番を変更、整理します。



⑨換地計画の縦覧

全ての工事終了後、換地を最終的に定めるため、整理前の土地と整理後の土地の関係を計画書にまとめて皆さんに説明します。



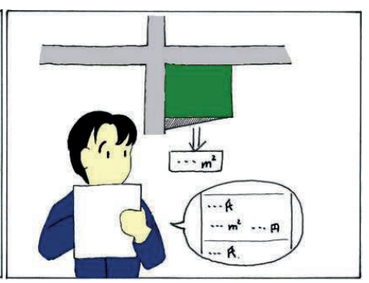
⑩換地処分

換地計画に基づいて、皆さんの換地や清算金が確定し、それについての通知をします。



⑪土地・建物の登記

現在の登記簿を新しいまちに合わせて施行者がまとめて登記を行います。



⑫清算金の徴収・交付

事業の最終段階として皆さんの換地について不均衡がある場合にはそれを金銭により是正するなど必要な調整を行います。

土地区画整理事業の流れ

4　土地区画整理事業施行箇所図



土地区画整理事業一覧

令和7年3月31日現在

	地区名	施行者	都市計画決定 年月日 (当初) (最終)	事業計画決定 年月日 (当初) (最終)	換地処分 年月日	面積 (ha)	減歩率 公共(%)	減歩率 合算(%)	総事業費 (百万円)
1	戦災復興地区	市長	昭21.5.4 昭48.9.19	昭21.9.3 昭56.7.9	昭38.9.10 昭56.10.14	1,043.9	17.5	17.7	2,042
2	脇田地区	市	昭35.1.27	昭35.8.1 昭48.1.8	昭48.3.3	50.5	19.0	20.0	353
3	紫原地区	〃	昭35.1.16 昭44.5.14	昭36.3.29 昭50.3.17	昭50.8.27	145.7	14.8	24.4	856
4	谷山塩屋地区	〃	昭38.7.2 昭40.2.13	昭38.8.19 昭63.10.5	平元.7.17	19.4	19.9	21.5	121
5	笹貫地区	〃	昭40.2.13 昭43.3.19	昭40.5.7 昭58.1.21	平元.8.28	28.1	23.5	25.2	262
6	武・田上地区	〃	昭41.8.27 昭62.12.7	昭42.4.26 平2.6.27	平3.3.15	63.7	21.8	22.5	6,842
7	桜川地区	〃	昭44.5.14 昭62.12.7	昭45.1.5 昭63.5.11	平4.5.11	63.8	19.3	20.1	4,122
8	小松原地区	〃	昭42.2.14 昭47.12.11	昭45.6.25 平3.8.30	平4.1.27	42.5	18.9	20.8	2,448
9	谷山第一地区	〃	昭49.3.11 昭62.9.14	昭53.12.25 平11.10.15	平12.6.6	127.8	18.7	19.2	28,245
10	桜川第二地区	〃	昭58.11.11	昭59.3.28 平10.10.5	平11.2.5	32.7	25.7	38.6	9,782
11	原良第一地区	〃	昭37.2.28 平26.10.9	昭63.9.27 平14.7.26	平15.2.21	36.9	18.5	18.5	22,395
12	原良第二地区	〃	昭37.2.28 平26.10.9	平7.7.25 平30.2.15	平25.2.26	20.4	17.8	17.8	21,036
13	原良第三地区	〃	昭37.2.28 平26.10.9	平12.3.24 平29.2.17	平29.1.10	15.6	17.3	17.3	19,218
14	宇宿中間地区	〃	平元.12.25 平27.8.21	平3.3.25 平29.4.24	平28.6.28	81.7	26.2	28.0	46,200
15	谷山第二地区	〃	平8.3.29 平13.3.23	平9.8.19 令4.1.17	令3.10.29	72.9	18.8	20.7	33,080
16	吉野地区	〃	昭62.2.4	平4.10.28 令3.12.24		114.1	19.6	19.6	67,540
17	郡山中央地区	〃	平7.4.3 平19.6.12	平8.3.29 令5.3.15		46.2	22.7	27.6	17,740
18	谷山駅周辺地区	〃	平18.7.7	平20.3.21 令6.2.27		15.3	19.6	19.6	26,755
19	谷山第三地区	〃	平20.9.26	平23.10.14 令7.2.27		34.9	21.8	23.0	38,300
20	吉野第二地区	〃	平26.2.25	平31.3.22		66.5	19.8	21.1	45,300

	地区名	施行者	都市計画決定 年月日 (当初) (最終)	事業計画決定 年月日 (当初) (最終)	換地処分 年月日	面積 (ha)	減歩率 公共(%)	減歩率 合算(%)	総事業費 (百万円)
21	池田地区	組合		昭43.6.24 昭44.10.31	昭45.2.13	18.8	28.7	60.0	296
22	魚見ヶ原地区	〃		昭48.5.2 昭51.3.31	昭51.11.29	26.8	16.5	40.5	1,080
23	中山地区	〃		昭49.7.24 昭53.6.30	昭53.8.25	139.8	28.6	62.7	15,976
24	梶原迫地区	〃		昭53.11.6 昭57.8.13	昭57.10.22	19.3	34.9	67.6	2,400
25	医学部前地区	〃		昭56.12.4 昭60.9.27	昭59.8.15	8.8	36.9	62.0	1,764
26	広木地区	〃		平3.8.12 平7.1.20	平7.3.31	5.1	37.9	81.6	1,793
27	伊敷地区	〃		昭59.1.11 平8.10.3	平8.1.17	129.4	41.1	81.6	29,805
28	西紫原地区	〃		平8.7.1 平11.12.20	平12.6.2	7.8	47.8	80.7	2,409
29	武岡台地区	〃		平13.7.9 平16.9.28	平15.10.23	5.0	37.6	63.1	1,258
30	慈眼寺地区	〃		平12.11.1 平17.3.3	平16.7.30	5.0	43.6	81.1	1,654
31	明ヶ窪地区	〃		平11.5.7 平18.1.6	平18.6.9	10.3	37.2	82.6	4,239
32	中山東地区	〃		平16.9.1 平18.9.21	平18.7.27	1.7	30.2	88.1	457
33	小野地区	〃		平16.12.20 令4.3.22		147.1	34.4	77.1	31,998
34	南伊敷地区	〃		平26.4.30 令6.3.22		19.5	46.7	89.7	3,767
35	坂元地区	個人		昭43.4.3	昭43.7.10	15.2	12.1	12.1	221
36	武岡地区	〃		昭46.11.24 昭52.12.10	昭53.1.14	78.3	42.4	42.4	5,096
37	星ヶ峯南地区	〃		平12.5.10 平24.11.12	平16.3.31	35.4	60.5	60.5	9,680
38	東開町地区	〃		平18.7.5 平19.11.27	平20.1.10	11.7	1.2	1.2	160
39	中町地区	〃		平19.8.16 平25.6.27	平25.8.22	1.2	0	0	216

凡	例	
市長、公共団体施行箇所	施行済	（1,845.6ha）
	施行中	（ 277.0ha）
個人、組合施行箇所	施行済	（ 519.6ha）
	施行中	（ 166.6ha）
市街化区域		
市街化調整区域		

５　主な事業実施地区の紹介

（１）戦災復興土地区画整理事業【施行済】

＜事業概要＞

本市は、第二次世界大戦末期に市内全域が大空襲を受け、市街地の約93％を消失した。これを復興するため昭和21年7月に内閣総理大臣の施行命令を受け、同年10月全国116都市と共に特別都市計画事業として指定を受け施行された。

街路計画は将来における自動車交通の増大、防災、保健、美観等の諸要素を考慮して経済的な路線配置と幅員を決定し、経費の面より既定街路を考慮し、更にこれら幹線の主要交差点には充分な広場を配置して交通の円滑を図った。なお、市街地の公園についても本事業により適宜配置され、排水計画も事業前は内水の排除等が極めて悪く、不衛生だったが全市を統一した系統的排水を行った。

このようにして現存する本市の近代的な市街地のほとんどが、戦災復興土地区画整理事業により整備された。



（桜島上空より市街地を望む）

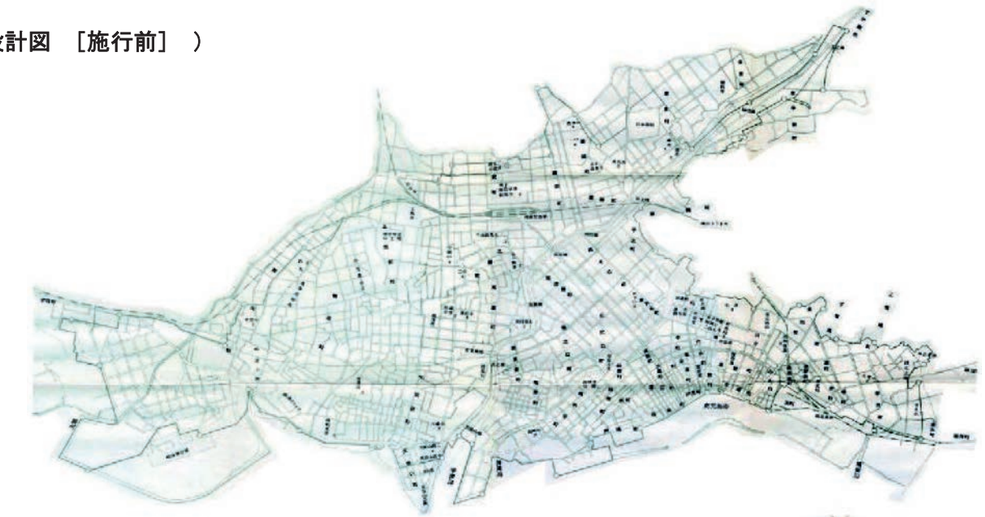
施　行　者：鹿児島市長
施行面積：１,０４３.９ｈａ
施行期間：昭和２１～５６年度
総事業費：２,０４２,０００千円
減　歩　率：１７．５%(公　共)
　　０．２%(保留地)
　　１７．７%(合　算)

（主な公共施設の整備）
都市計画道路　４４路線　約５３,０００ｍ
水　　路　約９,６８５ｍ
公　　園　４０箇所



（当時の戦災焼失図）

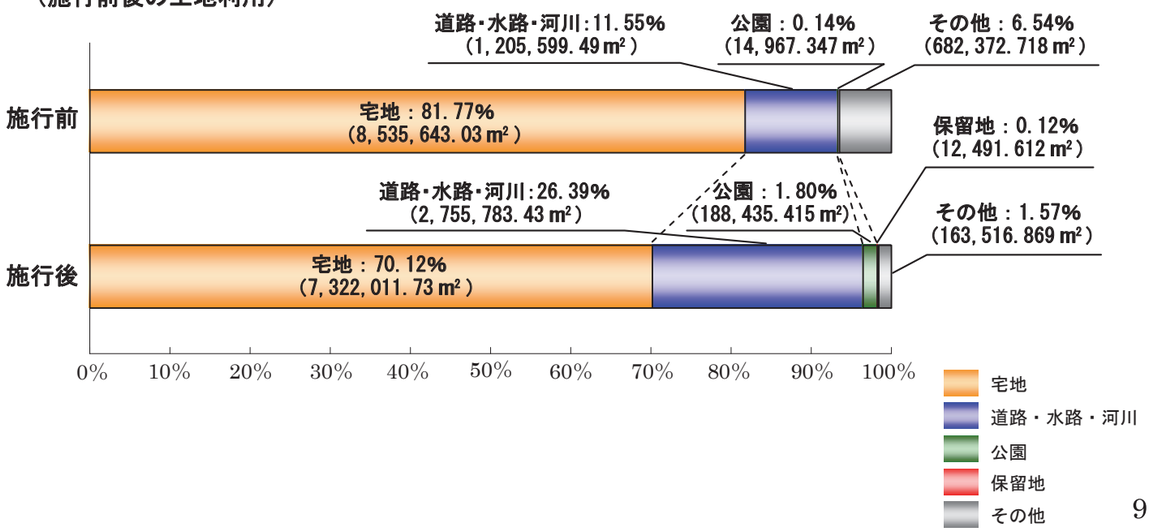
（ 設計図　［施行前］ ）



（ 設計図　［施行後］ ）



（施行前後の土地利用）



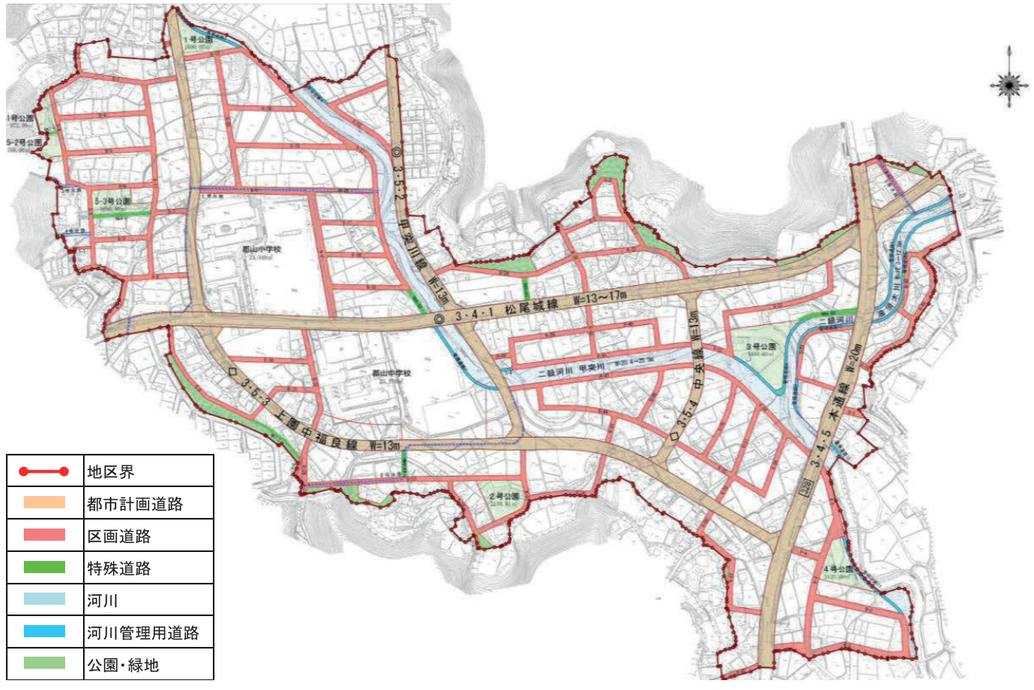
（２）郡山中央土地区画整理事業【施行中】

＜事業概要＞

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま無秩序な宅地化が進み、居住環境と都市機能が阻害されている現状である。

このため、都市計画道路松尾城線外4路線を含む道路及び公園等の公共施設の整備改善を行い、居住環境の良好な住宅地としての機能を十分発揮できるような土地利用を図ることを目的とする。

（設計図）



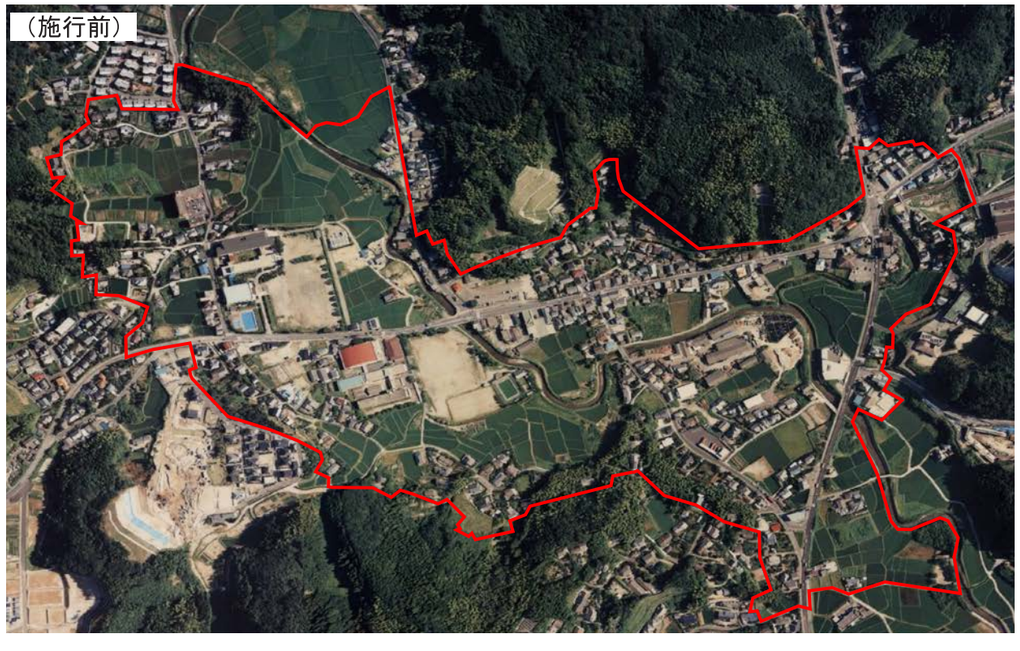
施 行 者：鹿児島市
施行面積：４６.２ｈａ
施行期間：平成７～令和１１年度（清算期間を含まず）
（・工事概成　令和８年度予定
・換地処分　令和１１年度予定）
総事業費：１７,７４０,０００千円
減 歩 率：２２．６６%(公　共)
４．８９%(保留地)
２７．５５%(合　算)

（主な公共施設の整備）
都市計画道路　５路線　約３,７３１ｍ
区 画 道 路　約８,３８２ｍ
特 殊 道 路　約３３７ｍ
河　　川　約１,２８８ｍ
水　　路　約９５ｍ
公　　園　６箇所



（令和７年２月撮影）

（施行前）



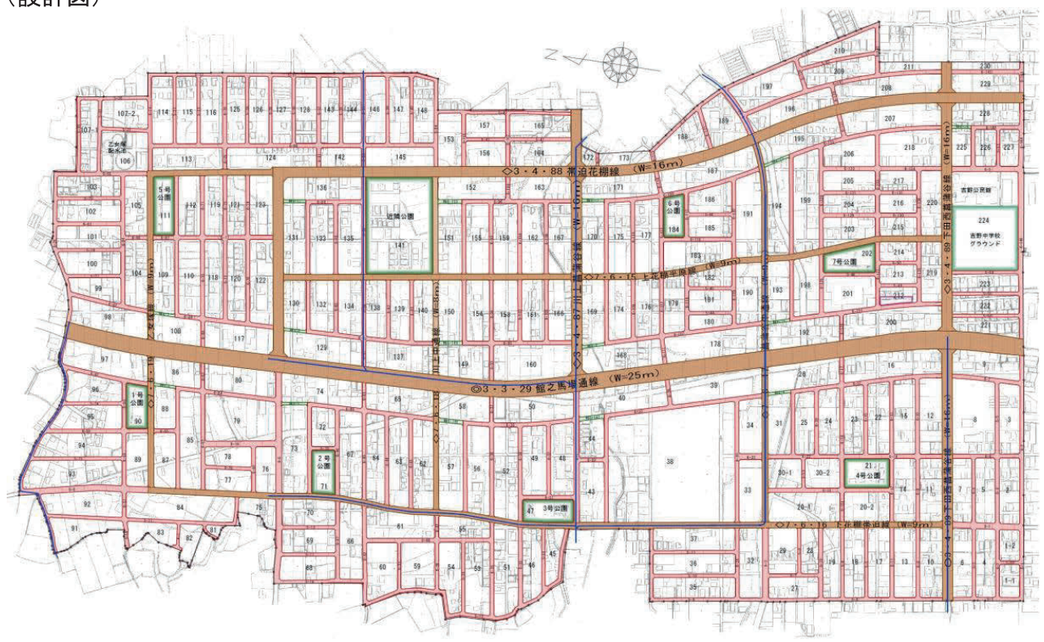
（３）吉野地区土地区画整理事業【施行中】

＜事業概要＞

本地区は、市の中心部から北へ約8km、標高180mから260mの通称吉野台地と呼ばれている地域の一部であり、近年小規模宅地造成の激化による、無秩序な市街化及び九州縦貫自動車道の整備に伴う通過交通量の増加による交通渋滞が著しいことから、市街地の発展と都市機能が阻害されている現状である。

このため、都市計画道路館之馬場通線外8路線を含む道路及び公園等の公共施設の整備改善と居住環境の良好な住宅地として機能が発揮できるような土地利用の増進を図り、健康で文化的な生活を営める市街地の形成を目的とする。

（設計図）

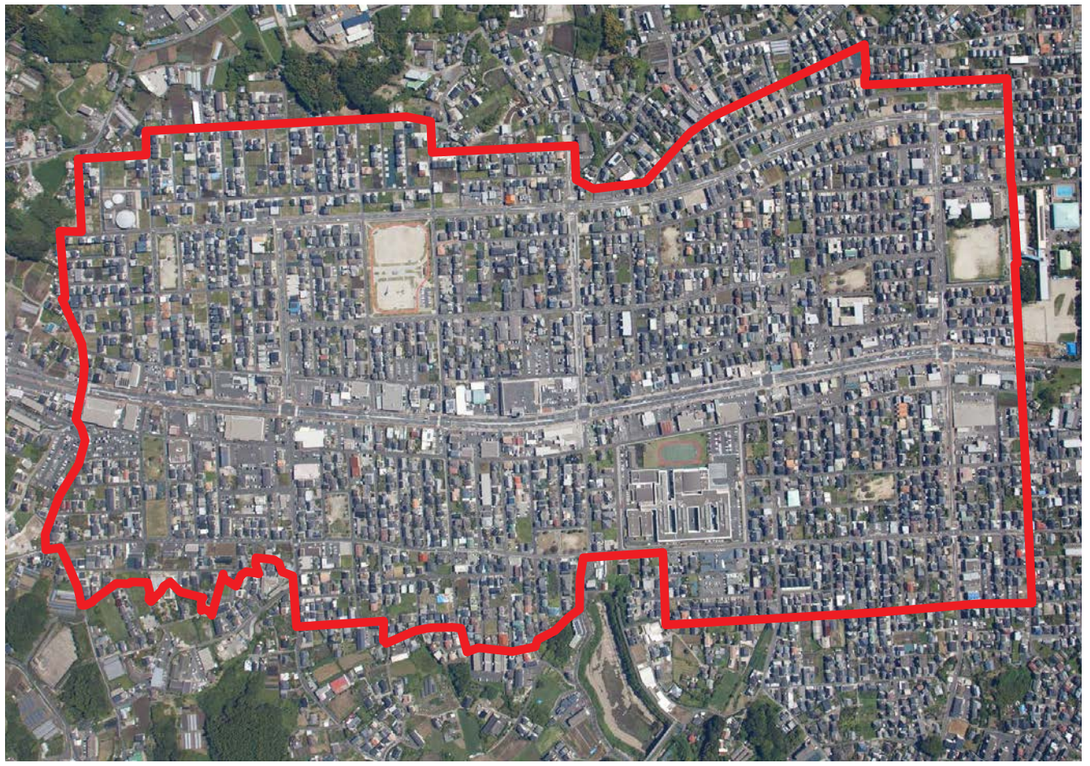


凡例					
施行区域界		水路		墓地	
都市計画道路		公園・緑道			
区画道路		学校			

施 行 者：鹿児島市
施行面積：１１４.１ｈａ
施行期間：平成４～令和８年度（清算期間を含まず）
（・工事概成　令和２年度
・換地処分　令和８年度予定）
総事業費：６７,５４０,０００千円
減 歩 率：１９．５６%(公　共)
０．００%(保留地)
１９．５６%(合　算)

（主な公共施設の整備）

都市計画道路	９路線　約８,０４１ｍ
区画道路	約２６,４１９ｍ
特殊道路	約５４０ｍ
水路	約３,７３４ｍ
公園	８箇所



（令和６年９月撮影）

（施行前）



鹿児島市の土地区画整理事業

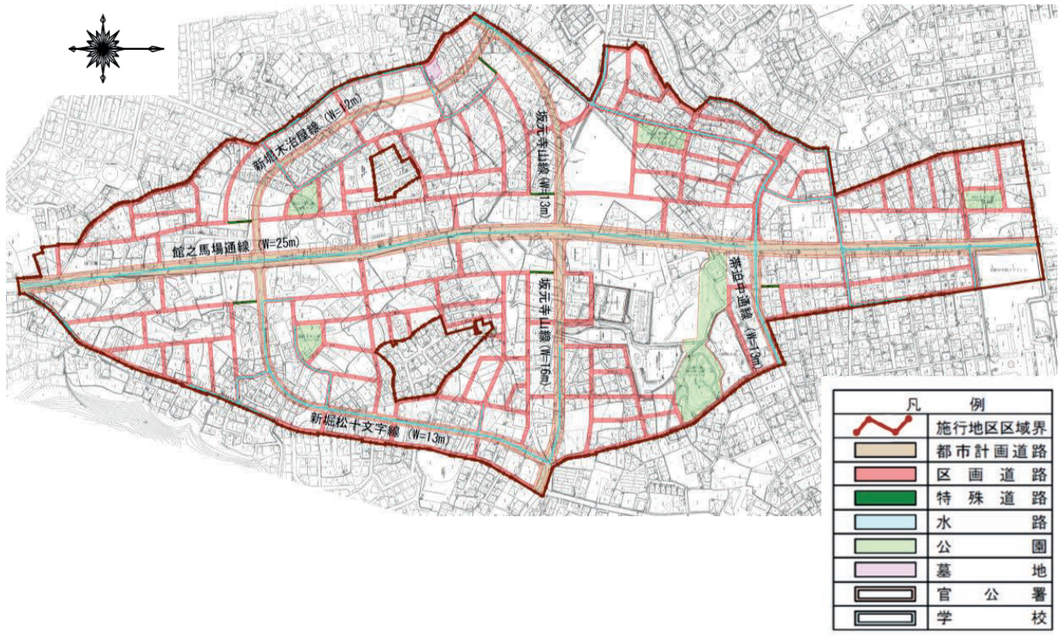
（４）吉野第二地区土地区画整理事業【施行中】

＜事業概要＞

本地区は、市の中心部から約5km北に位置する吉野地域であり、近年小規模宅地造成の激化による、無秩序な市街化が急速に進行しており、都市施設の不足、生活環境の悪化、慢性的な交通渋滞が発生している県道鹿児島吉田線（館之馬場通線）の整備の遅れなど多くの課題を抱えている。

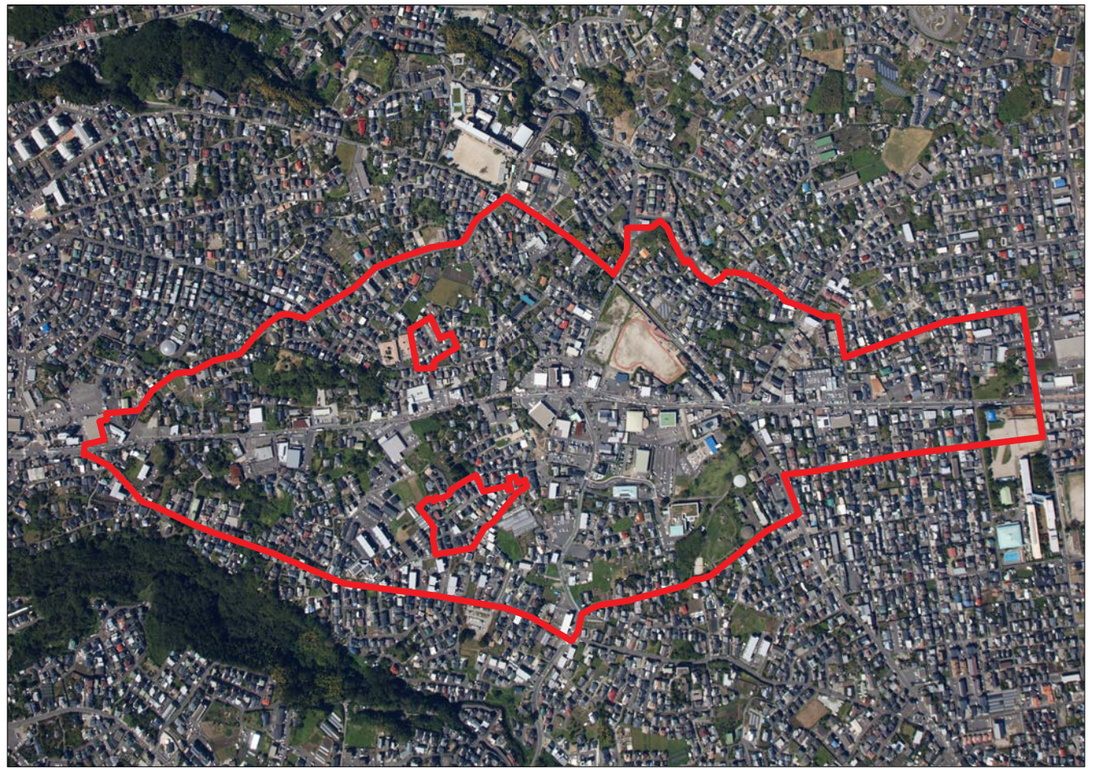
このため、都市計画道路館之馬場通線外4路線を含む道路及び公園等の公共施設の整備改善と土地利用の増進を図り、健康で文化的な生活を営める市街地の形成を目的とする。

（設計図）

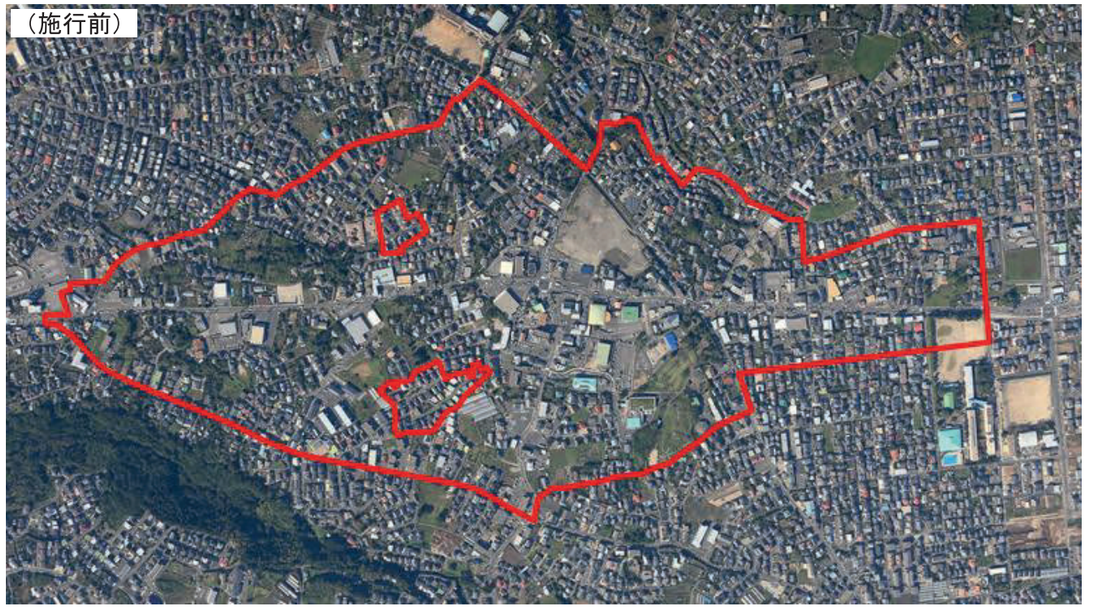


施 行 者：鹿児島市
施行面積：６６.５ｈａ
施行期間：平成３０～令和２２年度（清算期間を含まず）
（・工事概成　令和２０年度予定
・換地処分　令和２２年度予定）
総事業費：４５,３００,０００千円
減 歩 率：１９．７８%(公　共)
１．３４%(保留地)
２１．１２%(合　算)

（主な公共施設の整備）
都市計画道路　５路線　約３,８４０ｍ
区 画 道 路　約１４,７７９ｍ
特 殊 道 路　約２４３ｍ
水　　路　約５,３６６ｍ
公　　園　６箇所



（令和６年９月撮影）



鹿児島市の土地区画整理事業

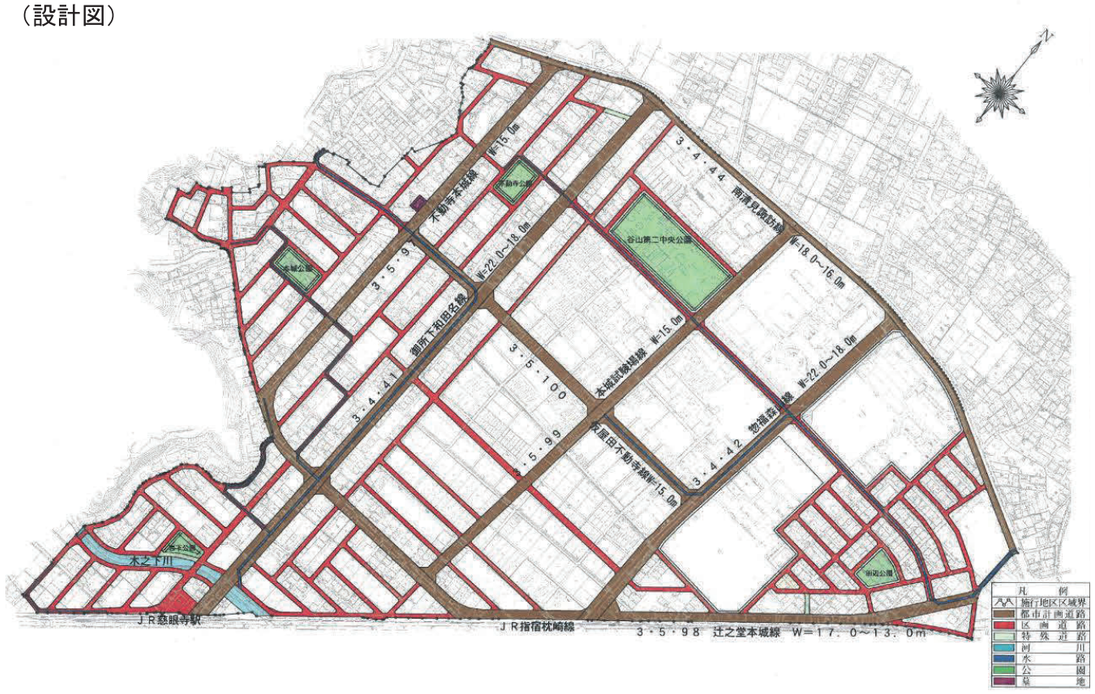
（５）谷山第二地区土地区画整理事業【換地処分済】

＜事業概要＞

本地区は、隣接する谷山第一地区土地区画整理事業の進展に伴う人口の増加や交通量の増大にもかかわらず、都市基盤の整備が遅れ、生活環境の改善が望まれていた。

このため、都市計画道路御所下和田名線外6路線を含む道路及び公園等の公共施設の整備改善を行い、居住環境良好な住宅地を創出し、地区の秩序ある発展に寄与することを目的として土地区画整理事業を施行し、令和3年度に換地処分を行った。

（設計図）



施 行 者：鹿児島市
施行面積：７２.９ｈａ
施行期間：平成９～令和８年度（清算期間５年を含む）
（・工事概成　平成３０年度
・換地処分　令和３年度）
総事業費：３３，０８０，０００千円
減 歩 率：１８．８２%(公　共)
１．８７%(保留地)
２０．６９%(合　算)

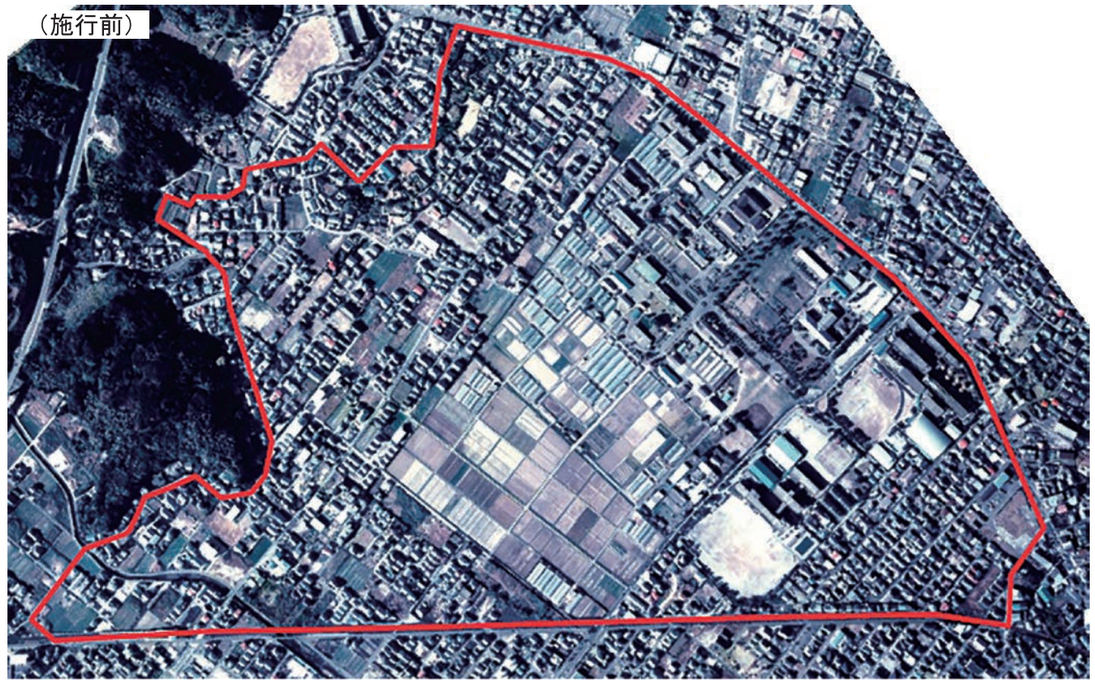
（主な公共施設の整備）

都市計画道路	７路線	約５,６９５ｍ
区画道路		約１２,２６４ｍ
特殊道路		約１２７ｍ
河川		約３０１ｍ
水路		約５,３２７ｍ
公園	５箇所	



（令和４年３月撮影）

（施行前）



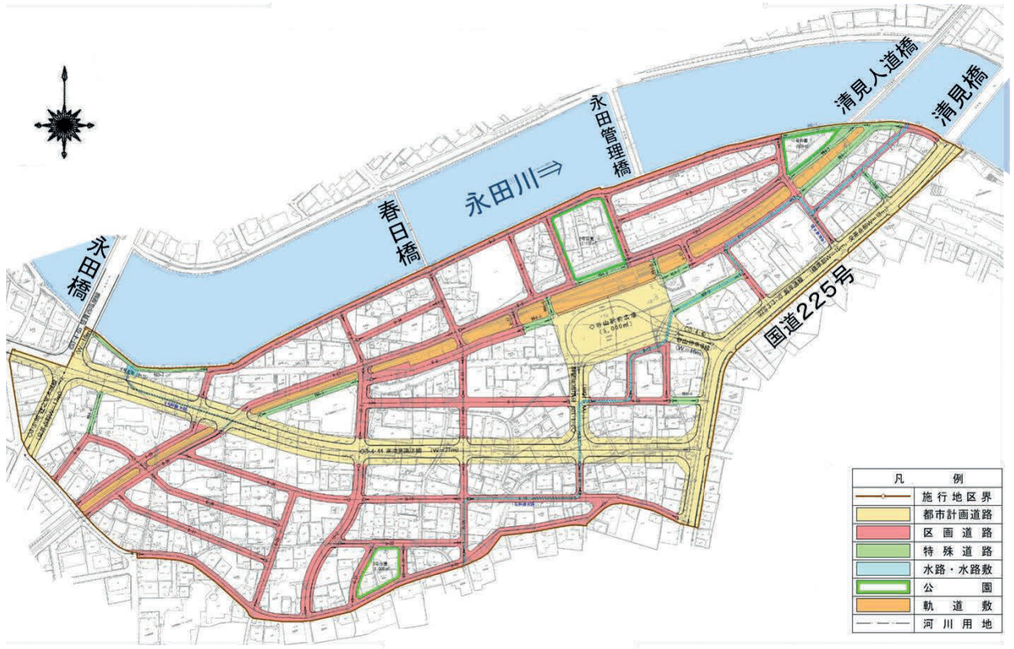
（６）谷山駅周辺地区土地区画整理事業【施行中】

＜事業概要＞

本地区は、鹿児島市の副都心核となる地区であるにもかかわらず、道路整備の遅れや建物の老朽化、空き店舗化が進むなど、都市空間の魅力に欠けている状況にある。

本事業は、JR指宿枕崎線の鉄道高架化事業と併せて都市計画道路、駅前広場、公園及び密集住宅地における生活環境の改善等の一体的なまちづくりを行い、副都心の核として魅力ある都市空間の形成や都市機能の集積を図ることを目的とする。

（設計図）

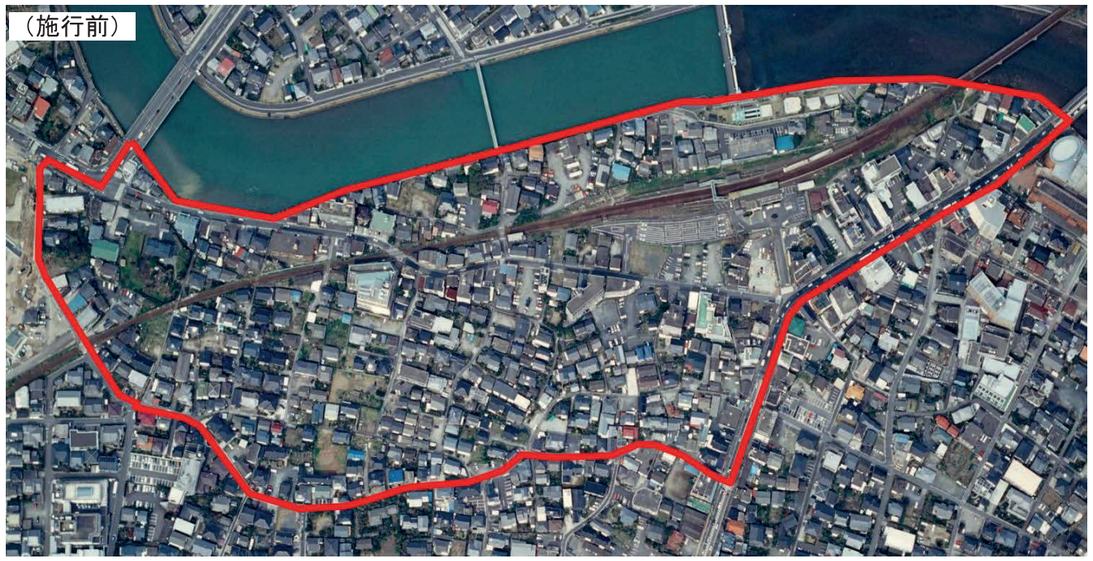


施　行　者：鹿児島市
施行面積：１５.３ｈａ
施行期間：平成１９～令和９年度（清算期間を含まず）
（・工事概成　令和６年度
・換地処分　令和９年度予定）
総事業費：２６,７５５,０００千円
減　歩　率：３２．４６%(公　共)
０．００%(保留地)
３２．４６%(合　算)
１９．６４%(減価補償金相当用地取得後)

（主な公共施設の整備）
都市計画道路　６路線　約１,１７５ｍ
区画道路　約４,４５７ｍ
特殊道路　約７２５ｍ
水路　約８６６ｍ
公園　３箇所
駅前広場　約５,０００㎡



（令和６年１０月撮影）



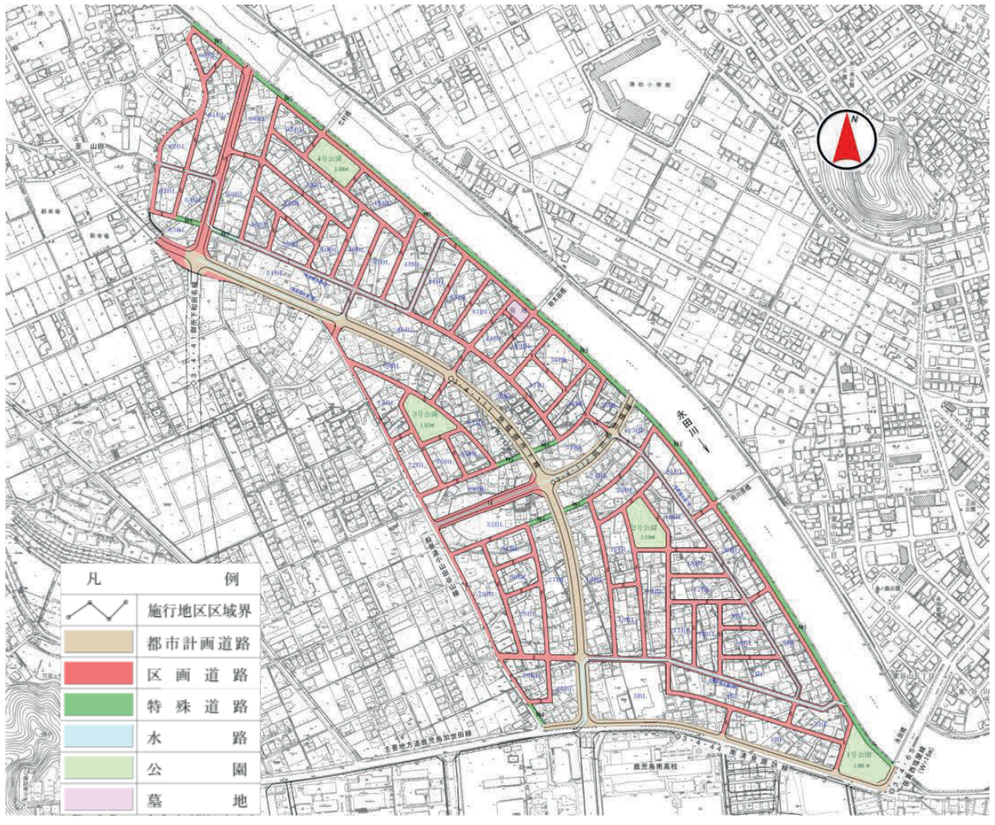
（７）谷山第三地区土地区画整理事業【施行中】

＜事業概要＞

本地区は、道路及び公園等の公共施設が未整備のまま市街化が進み、居住環境の悪化や救急活動、防災面の問題、また県道小山田谷山線の朝夕の交通渋滞、歩行者の安全確保等多くの課題が生じている。

このため、都市計画道路惣福御所下線外4路線を含む道路及び公園等の公共施設の整備改善を行い、市街地の住宅地として良好な都市環境を創出することを目的とする。

（設計図）



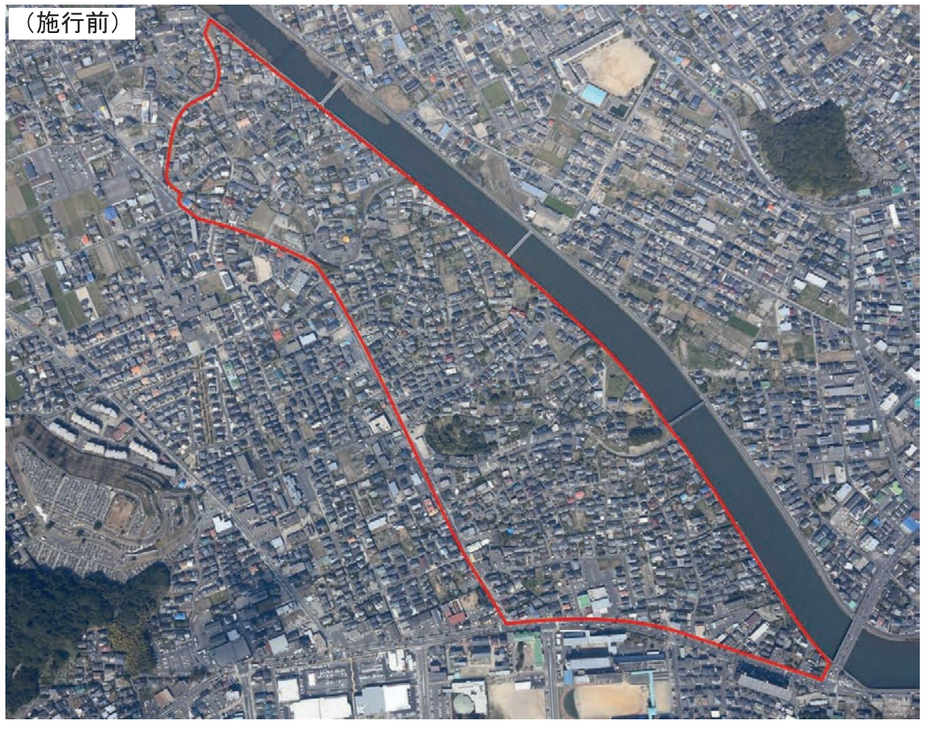
施 行 者：鹿児島市
施行面積：３４．９ｈａ
施行期間：平成２３～令和１５年度（清算期間を含まず）
（・工事概成　令和１３年度予定
・換地処分　令和１５年度予定）
総事業費：３８,３００,０００千円
減 歩 率：２１．７７%(公　共)
１．２２%(保留地)
２２．９９%(合　算)

（主な公共施設の整備）
都市計画道路　５路線　約１,６３３ｍ
区 画 道 路　約９,８１７ｍ
特 殊 道 路　約１,６４２ｍ
水　　路　約２,０６３ｍ
公　　園　４箇所



（令和７年２月撮影）

（施行前）



鹿児島市の土地区画整理事業

土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

区画整理課
鹿児島市山下町11番1号

- **管理清算係**
  電話　直通099(216)1393
- **郡山区画整理事務所**
  〔郡山支所内〕
  鹿児島市郡山町141番地
  電話　直通099(298)4863

吉野区画整理課
鹿児島市吉野町2916番地

- **吉野地区係**
  電話　直通099(244)2114
- **吉野第二地区係**
  電話　直通099(244)4931

谷山都市整備課
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号

- **管理清算係**
  電話　直通099(803)9662
- **谷山駅周辺地区係**
  電話　直通099(269)8435
- **谷山第三地区係**
  電話　直通099(269)8436
- **補償係**
  電話　直通099(269)8437
- **工事係**
  電話　直通099(269)2141

二次元コード👇

土地区画整理事業HPアドレス👇
https://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/tochi/jigyo/index.html

鹿児島市の土地区画整理事業

令和７年５月発行
発行編集　鹿児島市建設局都市計画部区画整理課
鹿児島市山下町１１番１号
印刷協力　公益財団法人鹿児島まちづくり土地区画整理協会
鹿児島市名山町４番２号




歩行者・自転車
専用道路

